

直営の公の施設

(1)制度導入に個別法の制約がない施設（49施設） ※港湾は港湾単位で1施設とする。

| 連番 | 部局 | 施設名 | 施設数 | 管理方針 | 管理形態の考え |
|----|------------|---|-----|------|---|
| 1 | 危機管理部 | 地震防災センター | 1 | 直営 | 地震防災センターは単なる体験・見学施設ではなく、大規模地震など自然災害に備え、県が正確かつ的確な情報を発信し、防災施策の一環としての機能を持つことから、直営による管理が適当である。 |
| 2 | スポーツ・文化観光部 | 県立美術館 | 1 | 直営 | 県内唯一の県立の美術館として県の芸術文化の発展を担うためには安定的かつ継続的な運営が不可欠であるため、直営による管理が適当である。 |
| 3 | スポーツ・文化観光部 | ふじのくに地球環境史ミュージアム | 1 | 直営 | 収集保管や調査研究など、地道で長期にわたる博物館事業の継続性を担保するため、直営による管理が適当である。 |
| 4 | スポーツ・文化観光部 | 静岡県富士山世界遺産センター | 1 | 直営 | 研究機関として、富士山の普遍的価値の調査研究には高い専門性及び長期にわたる継続性が求められ、資料収集、展示、情報発信等についても調査研究と一体となった実施をしていることから、専門性及び継続性の担保のため、直営による管理が適当である。 |
| 5 | 健康福祉部 | 吉原林間学園 | 1 | 直営 | 被虐待児等の治療・支援に当たって、職員には高い専門性が求められるため、直営による管理が適当である。 |
| 6 | 健康福祉部 | 三方原学園 | 1 | 直営 | 政令改正により、公設民営を行うことも可能となったが、県に設置義務が課せられている公共性が極めて高い施設であり、不良行為のほか被虐待歴、行動障害のある入所児童への支援には高い専門性を持つ職員による支援が求められるため、直営による管理が適当である。 |
| 7 | 健康福祉部 | 磐田学園 | 1 | 直営 | 処遇困難な障害児への支援及び当該支援技術の研究・発信に当たって、職員には高い専門性が求められるため、直営による管理が適当である。 |
| 8 | 経済産業部 | 工業技術研究所（本所及び沼津・富士・浜松各支援センター）の開放試験室及び共同研究室 | 4 | 直営 | 研究所施設の一部を公の施設としており、指定管理者制度を導入すると、一体的管理ができなくなる上に管理費も増加するため、直営による管理が適当である。 |
| 9 | 経済産業部 | 農林技術研究所茶業研究センターの新商品開発発酵茶等製造研究施設 | 1 | 直営 | 研究所施設の一部を公の施設としており、指定管理者制度を導入すると、一体的管理ができなくなる上に管理費も増加するため、直営による管理が適当である。 |
| 10 | 経済産業部 | インキュベーションセンター（沼津、富士、浜松都田） | 3 | 直営 | 技術支援・指導等を実施するために工業技術支援センターに併設している施設であり、入居者に提供するサービスの専門性により、直営による管理が適当である。 |
| 11 | 経済産業部 | 漁業高等学園 | 1 | 直営 | 県内唯一の漁業後継者養成研修のノウハウを持つ専門的施設であり、代替機関がないため、直営とする。 |
| 12 | 経済産業部 | 工科短期大学校、浜松技術専門学校、あしたか職業訓練校 | 4 | 直営 | 長年培った訓練ノウハウに基づき、ものづくりを中心として求職者や在職者の幅広い訓練ニーズに対応する施設として、直営とする。 |
| 13 | 経済産業部 | 静岡県農業技術産学官連携研究開発センター | 1 | 直営 | 研究所施設の一部を公の施設としており、指定管理者制度を導入すると、一体的管理ができなくなる上に管理費も増加するため、直営による管理が適当である。 |
| 14 | 経済産業部 | ふじのくに茶の都ミュージアム | 1 | 直営 | 茶の都しずおかの拠点としての機能を確保するためには、茶に関する文化、学術、産業、観光の各分野における調査研究、情報収集・発信、人材育成、組織連携などの事業活動について、専門性及び継続性を担保する必要があることから、直営による管理が適当である。 |
| 15 | 交通基盤部 | 県営港内にある港湾施設 | 14 | 直営 | 指定管理者制度を導入すると、県が管理すべき港湾施設と一体的管理ができなくなる上に管理費も増加するため、直営による管理が適当である。 |
| 16 | 企業局 | 工業用水道事業（6事業） | 6 | 直営 | 休日・夜間の運転管理の民間委託や、一部浄水場に非常勤職員による施設運営体制を導入済みであり、直営形態の中でコスト削減を推進している。民間事業者の倒産リスクや災害時の危機管理能力に課題があるため、当面は現行の直営形態を継続し、他県の先行事例を参考に運営形態については今後も検討を続ける。 ただし、ふじさん工水については、水運用の変更に伴い新たにポンプ場を建設するため、これに合わせて管路を除く浄水場施設への包括的民間委託を導入することとし、準備を進めている。 |
| 17 | 企業局 | 水道事業（3事業） | 3 | 直営 | 休日・夜間の運転管理の民間委託や、一部浄水場に非常勤職員による施設運営体制を導入済みであり、直営形態の中でコスト削減を推進している。民間事業者の倒産リスクや災害時の危機管理能力に課題があるため、当面は現行の直営形態を継続し、他県の先行事例を参考に運営形態については今後も検討を続ける。 |
| 18 | 教育委員会 | 総合教育センターの一部（開放施設のみ） | 1 | 直営 | 総合教育センターとして一体で管理しているため、一般開放部分だけ切り離して指定管理者制度を導入するのは効率的でなく、直営による管理が適当である。 |
| 19 | 教育委員会 | 中央図書館 | 1 | 直営 | 選書、調査相談などの基幹業務や市町立図書館の支援を行うには、直営による管理が適当である。 |
| 20 | 教育委員会 | 焼津青少年の家 | 1 | 直営 | 今後のあり方の検討で、指定管理施設の持つ専門性と直営施設の持つ高い指導力を施設間が相互に補完、連携している現状から直営による管理を継続することとした。 |
| 21 | 教育委員会 | 観音山少年自然の家 | 1 | 直営 | 今後のあり方の検討で、指定管理施設の持つ専門性と直営施設の持つ高い指導力を施設間が相互に補完、連携している現状から直営による管理を継続することとした。 |

(2)制度導入に個別法等の制約がある施設（6施設）

| 連番 | 部局 | 施設名 | 施設数 | 管理方針 | 管理形態の考え |
|----|---------|----------------|-----|------|---|
| 1 | 交通基盤部 | 戸田漁港、舞阪漁港、福田漁港 | 3 | 直営 | 漁港漁場整備法第25条により、都道府県が漁港管理者となることが定められており、漁業活動に支障とならない範囲で設置しているプレジャーボード係留・保管施設のほかに、指定管理者制度になじむ漁港施設がないため、直営による管理が適当である。 |
| 2 | 交通基盤部 | 流域下水道（2ヶ所） | 2 | 直営 | 下水道管理者（県）が行うべき公権力の行使に係る事務などは指定管理者制度に適用できない。また、施設の拡張が続いている時期は、指定管理者制度はなじみにくい。よって直営による管理が適当である。 |
| 3 | がんセンター局 | 静岡がんセンター | 1 | 直営 | 厚生労働省通知により「医療法人以外の営利を目的とする者は指定管理者となることができない。」と定められているが、高度がん専門医療に関する最適医療を提供するためには、指定管理制度はなじまない。よって、直営による管理が適当である。 |